施工計画（施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案や契約単価項目で支払うことが出来ない変更提案は不適格とする。工事目的物とは、契約する単価項目全てを示すもので、単価項目を施工するにあたっての仕様を契約書及び設計図書で示したものをいう。）

①　管理体制・手法
②－１　品質管理
②－２　品質管理
③　安全管理

⑸　技術提案の評価項目及び評価基準　技術提案の評価項目及び評価基準は次のとおりとし、技術提案書の枚数は、評価項目①はＡ４片面２枚以内、評価項目②～③ごとにＡ４片面３枚以内、全体でＡ４片面11枚以内とし、文字サイズ10ポイント以上で１行あたり48文字以内、１ページあたり42行以内とする。規定枚数を超えた場合は評価指標の「不適格」とする。また、評価項目②～③に関する提案数は、それぞれ最大３提案までとし、所定の提案数を超えている場合は、その評価項目に関するすべての提案は評価指標の「不適格」とする。提案は、１施工技術を用いた内容で１提案とする。ただし、複数提案を組み合わせなければ効果を発揮できないなど、一体不可分の内容となっていると発注者が判断したものは、１提案とみなす。ただし、提案を組み合わせることにより、より効果が発揮される場合であっても、複数提案と発注者が判断したものは評価しない。以下の例のような提案は複数提案とみなし、全て評価しない。

【複数提案とみなす例】

技術提案　○○による作業従事者の安全対策

実施方法等：●●を設置する。
　　▲▲を実施する。
　　■■を配置する。

それぞれが独立した施工内容で、一体不可分でなく、１提案内に複数提案がある。

共通注意事項

※技術提案の実施において第三者協議が必要と発注者が判断したものは評価しない。

※技術提案のうち、過度に費用がかかると発注者が判断したものは評価しない。

工事目的物の性能・機能に関する事項

①　管理体制・手法　複数橋梁の床版取替・打替を適正に実施するための施工体制について期待できる効果も含めて記述

注）管理担当者（品質管理、安全管理等）を選任配置する提案は、他の提案より優位に評価しない。

②　品質管理

②－１　橋梁の床版（プレキャスト部材）の品質向上対策について、期待できる効果も含めて記述

②－２　橋梁の床版（現場打ち部材）の品質向上対策について、期待できる効果も含めて記述

社会的要請に関する事項

③　安全管理　高所作業における安全対策について、期待できる効果も含めて記述

・高所での作業に対して、特に道路との交差もしくは近接箇所での資機材等落下災害の防止対策、転落等労働災害の防止対策を含む。

技術提案の評価指標は下記のとおりとする。

①　優　設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準による事項に加え、提案の具体性や新規性が認められる内容のもので、数値的根拠や検討結果が示されており、提案内容の信頼性が高いと認められる内容のもの。

②　良上　「優」に比べ、やや劣ると認められる内容のもの。

③　良　設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準による事項に加え、提案の具体性や新規性が認められる内容のもの。

④　良下　「良」に比べ、やや劣ると認められる内容のもの。

⑤　可　設計図書、共通仕様書、施工管理要領等による事項は述べられているが、提案の具体性も特段の新規性も認められない内容のもの。

⑥　不適格　設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準を満たしていない内容のもの。所定の枚数、提案数を超えているもの。

⑹　評価点の付与方法

【判定方式】評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良上／良／良下／可／不適格を判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。

①　管理体制・手法　複数橋梁の床版取替・打替を適正に実施するための施工体制について、期待できる効果を含めて記述

・技術評価点（30点）　優30点・良上22.5点・良15点・良下7.5点・可０点・不適格

②　品質管理

②－１　橋梁の床版（プレキャスト部材）の品質向上対策について、期待できる効果も含めて記述

・技術評価点（20点）　優20点・良上15点・良10点・良下５点・可０点・不適格

②－２　橋梁の床版（現場打ち部材）の品質向上対策について、期待できる効果も含めて記述

・技術評価点（20点）　優20点・良上15点・良10点・良下５点・可０点・不適格

③　安全管理　高所作業における安全対策について、期待できる効果を含めて記述

・技術評価点（30点）　優30点・良上22.5点・良15点・良下7.5点・可０点・不適格

⑺　入札参加者の選定方法　技術提案の施工計画の内容により、標準案による満点100点の技術評価点を付与し、技術評価点が50点以上の者を入札参加者として選定する。なお、評価項目に１つでも不適格があれば選定しない。

⑻　落札者の決定方法　競争参加申請者に技術提案を提出していただき、技術提案中の施工計画を評価し、技術評価点が50点以上の者を選定し、あらかじめ提出していた入札書を開札し、「契約制限価格」を「契約目安価格」と読み替え、契約目安価格の２割増しの範囲内にある入札額により算定される価格評価点に0.5を乗じた値を加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

①　技術評価点　各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）

②　価格評価点　０（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）

$((P/L\times100)-50)/(X/L-0.5)$　（0.5Ｌ≦Ｐ＜Ｓ）

$100-200\times(P/L-X/L)$（Ｓ≦Ｐ≦1.2Ｌ）

ここに、Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）　Ｌ：契約制限価格　Ｘ：調査基準価格以上の最低入札価格　Ｓ：調査基準価格

ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合は、Ｘ／ＬをＳ／Ｌとする。

③　総合評価点：（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）　αの値は「0.5」とする。

⑼　上記⑻において、総合評価点の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

⑽　配置技術者に関する事項　技術評価資料に記載された配置予定技術者の配置が困難となった場合に、評価の対象とした配置予定技術者の評価を満たさない技術者が配置された場合は、請負工事成績評定点を10点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

⑾　契約金額の決定方法　落札者が提示した入札価格に対して、確認協議を行い、確認協議完了後の価格を契約金額とする。なお、入札価格が契約制限価格を下回る場合は、確認協議を行わない。

⑿　技術提案の履行に関する事項　受注者の責により入札時の提案内容を満足できない場合は、その程度により請負工事成績評定点を10点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

⒀　技術提案にあたっての留意事項　技術提案書の作成にあたっては、特記仕様書、設計図書等に記載の制約条件等を十分に確認のうえ作成すること。条件を満足しない提案については、不適格とする。